

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率化、健全性、透明性を高め、長期的、安定的かつ継続的に株主価値を向上させる企業経営の推進がコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、経営上の重要課題であると認識しております。このため、企業倫理と法令遵守の徹底、経営環境の変化に迅速・適正・合理的に対応できる意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築して、コーポレート・ガバナンスの充実に取組んでおります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

本欄に記載すべき事由はございません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社Kazy	1,200,000	36.92
吉弘 和正	1,010,000	31.07
株式会社リンクバル	142,184	4.37
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	100,400	3.08
根本 純	60,000	1.84
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	60,000	1.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	58,600	1.80
松井証券株式会社	48,100	1.48
BBH(LUX) FOR FIDELITY FUNDS-JAPAN AGGRESSIVE	47,700	1.46
野村信託銀行株式会社(投信口)	43,900	1.35

支配株主(親会社を除く)の有無

吉弘 和正

親会社の有無

なし

補足説明

特記すべき事項はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	9月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は原則として、支配株主及び支配株主が議決権の過半数以上を所有する会社との取引はしない方針であります。
もし、支配株主と取引を行う場合には、取締役会で決議をすることとし、一般的な取引条件で取引を行うことにより、当社及び少数株主に不利益とならないよう法令、規則を遵守し、適切に対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記すべき事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
安達 俊久	他の会社の出身者											
大和 敏彦	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安達 俊久	○	該当事項はありません。	企業経営等において豊富なキャリアを有するとともに、IT分野において高い見識を備えており、当社のさらなる成長のため、当社社外取締役として適任であると判断したためであります。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れのないため、独立役員としております。
大和 敏彦	○	該当事項はありません。	企業経営等において豊富なキャリアを有するとともに、IT分野において高い見識を備えており、当社のさらなる成長のため、当社社外取締役として適任であると判断したためであります。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れのないため、独立役員としております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、内部監査担当者から内部監査の状況に関して報告を受けるとともに、会計監査人と会計監査の実施状況等について意見交換を行うことで、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。
さらに、監査役会、会計監査人および内部監査担当者との会合の開催により、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岩崎 修身	他の会社の出身者													
田部井 悦子	公認会計士										△			
菊安 高明	弁護士										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩崎 修身	○	該当事項はありません。	当該監査役は、長年勤務した金融業界において得た高度な専門知識を有しており、当社の監査体制の強化に適していると判断し、社外監査役として選任しております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任と判断しております。

田部井 悦子	田部井氏は、現在シダックス株式会社の社外監査役であります。過去に東陽監査法人の業務執行者でありました。東陽監査法人は、当社の会計監査人でありま す。	当該監査役は、長年公認会計士としての会計、税務等の専門的知見及び幅広い見識を有しており、当社の監査体制の強化に提起していると判断し、社外監査役として選任しております。
荻安 高明	荻安氏は、現在荻安総合法律事務所の代表であります。現在は解消されておりますが、荻安総合法律事務所は、当社の顧問弁護士事務所でありました。	荻安高明氏を社外監査役候補者とした理由は、これまで直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識・経験を有し、法律専門家として客観的な立場から、監査の妥当性確保など社外監査役としての職務を遂行していただけるものと判断したためであります。

[独立役員関係]

独立役員の人数 更新	3 名
---------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は社外取締役2名及び社外監査役1名を独立役員として選任しております。
これらの独立性の高い役員3名により、外部からの客観的かつ中立的な見解を取り入れることができ、経営の監督機能強化の向上に繋がるものと期待しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入
---	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬等の額（年額150百万円、ただし使用人分給与は含まない）の範囲内で取締役に対し、ストックオプションとしての新株予約権を割当てることを平成30年2月13日開催の取締役会にて決議しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、その他
-----------------------------------	-----------

該当項目に関する補足説明 更新

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社の取締役の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものです。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在していないため、報酬の個別表示は実施しておりません。
取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。
各取締役及び各監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役会の決議により決定しております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役および社外監査役へのサポートは経営管理本部で行っております。

取締役会付議事項については経営管理本部より事前に資料を配布し、検討する時間を確保するとともに必要に応じて経営管理本部より電話、電子メールにて情報伝達を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

a 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名で構成されております。取締役会は、毎月1回定例の取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務執行の状況を監督しております。また、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

b 監査役会・監査役

当社の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、いずれも社外監査役であります。監査役会は、毎月1回定例の監査役会のほか、必要に応じて臨時の監査役会を開催しております。監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・執行役員・従業員・監査法人からの報告收受など法律上の権利行使のほか、必要に応じて意見陳述を行うなど、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。常勤監査役は、経営会議等重要な会議への出席や、支店等への往査など実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。また、内部監査室及び監査法人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行うなど連携を密にし、監査機能の向上を図っております。なお、本提出日現在、執行役員1名であります。

c 内部監査

当社では、代表取締役直属の独立部署として内部監査室を設置し、内部監査担当者が各部門の業務執行の妥当性・適法性・効率性についてチェック、検証を行うために、監査計画に基づき各部門に対する監査を行っております。監査結果については代表取締役に報告し、業務改善に役立てております。

なお、当社では、内部監査担当者、監査役並びに会計監査人が、監査を有効かつ効率的に進めるために適宜情報交換を行っております。

d コンプライアンス推進委員会

コンプライアンス体制の基本として「コンプライアンス規程」を制定しております。また、代表取締役社長が委員長となり、取締役会の決議に基づき選任されたコンプライアンス推進委員から構成されるコンプライアンス推進委員会を設置しております。これにより、コンプライアンスに関する全社の方針、体制の維持・管理、コンプライアンスの推進を図っております。

e 経営会議

経営会議は、経営に関する重要事項の審議機関として、取締役、執行役員、部長職、監査役で構成されております。経営会議は、原則として月1回開催し、経営上の重要事項及び月次予算の進捗状況の報告について審議等を行い、経営活動の効率化を図っております。なお、本提出日現在、執行役員は1名であります。

f 執行役員制度

当社は、業務執行機能の強化を図る為、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会によって選任され、取締役会の決議によって定められた分担に従い、業務執行を行います。執行役員は、本提出日現在1名であります。なお、当該任期は1年となっております。

g 役員報酬の決定方法等

取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で、総枠の決議を得ております。各役員の額については、取締役については取締役報酬総額の範囲内において、役位、業績、貢献度等を総合的に勘案して、取締役会にて決定し、監査役については、監査役報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況等を考慮して、監査役会で決めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の機動性、透明性、客観性及び健全性の保持・向上を目的に、コーポレート・ガバナンス強化を重要な経営課題であると認識し、適正な業務執行及び監査対応に資する体制の構築を図るために、社外監査役の選任と監査役会の設置による業務執行の監督・監査に重点を置いた、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご参加いただくために、開催日の設定に関しては集中日避けるように留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	必要に応じて開催する予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務経理部にて担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・顧客・取引先・従業員をはじめステークホルダーに対して、適時適切に会社情報を提供することが重要であると認識しており当社ホームページ及び定期的に開催予定の会社説明会等を通じて情報提供を行ってまいります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置付けております。

(内部統制システムの整備の状況)

a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 法令・定款及び社会規範を遵守するための「リンクバル行動規範」を制定し、全社に周知・徹底しております。

(b) コンプライアンスに係わる規程を制定し、コンプライアンス体制の構築・維持をしております。

(c) コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図っております。

(d) 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応します。

(e) 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶します。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令、取締役会規則及び文書管理規程等に基づき、適切に保存及び管理を行っております。

(b) 取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとしております。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築しております。

(b) 経営会議にて、組織単位で想定されるリスクを協議し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図っております。

(c) 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとします。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離しております。なお、本提出日現在、執行役員の該当者はおりません。

(b) 取締役会規則、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図っております。

(c) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。

e 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(a) 監査役は必要に応じて監査業務を補助する使用人を任命することができます。

(b) 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長の指揮・命令は受けないものとしております。

(c) 当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとしております。

f 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

(a) 監査役は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができるものとします。

(b) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告するものとします。

(c) 取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告するものとします。

g その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役会には、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保しております。

(b) 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図っております。

(c) 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図っております。

(d) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができます。

h 財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制システムの構築に関して、財務報告に係る内部統制に関する基本方針を定め、財務報告に係る内部統制を構築し、運用を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

(a) 当社の行動規範、社内規程等に明文化し、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

(b) 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持ちません。また、反社会的勢力による不当要求は、一切を拒絶します。

b 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

(a) 「リンクバル行動規範」において「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、全役職員の行動指針としております。

(b) 反社会的勢力の排除を推進するために、経営管理本部を統括管理部署とし、各部署における反社会的勢力への対応責任者は各組織の部長としております。

(c) 「反社会的勢力対応規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組んでおります。

(d) 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行っております。

(e) 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から反社会的勢力情報の収集に取り組んでおります。

(f) 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、東京都暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現在のところ買収防衛策の導入予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】

